

平成25年度

神奈川県ニホンザル保護管理事業実施計画

平成25年7月

目 次

ページ

1	平成24年度保護管理事業の実施状況	1
(1)	被害防除対策	1
(2)	個体数調整	2
(3)	生息環境整備	4
(4)	モニタリング	4
2	平成25年度事業実施計画	13
(1)	被害防除対策	13
(2)	個体数調整	14
(3)	生息環境整備	15
(4)	モニタリング	16
(5)	群れ別・市町村別実施計画	17
ア	西湘地域個体群	17
イ	丹沢地域個体群	18
ウ	南秋川地域個体群	23
エ	その他	23
	資料	24
	事業実施計画図	別冊

1 平成24年度保護管理事業の実施状況

(1) 被害防除対策

ア 市町村の取組

(ア) 追い払い

各地域で住民、農業者、市町村職員、農業協同組合、猟友会、シルバー人材センター等による追い払いが実施された。

小田原市・相模原市・愛川町（県及び市町の補助金）、箱根町・厚木市・秦野市、伊勢原市（国の緊急雇用創出事業）、湯河原町（特措法に基づく交付金）では、追い払い員や監視員を配置し、通年の追い払いを実施している。この他に、職員や猟友会が通報等を受け、追い払いを実施している。

表1 追い払い実施結果

地域個体群	実施市町村と対象群
西湘	小田原市：猟友会 2 名/日 365 日、市鳥獣被害防止協 2,121 時間 箱根町：町職員 16 回、追い払い隊 751 人日 真鶴町：町職員 23 回、猟友会 61 回 湯河原町：町職員 49 回、追い払い隊 226 日
丹沢	相模原市：市職員 10 回、追い払い隊 2 名/日 287 日、 猟友会 1 名/日 264 回、その他 99 回 厚木市：市職員 34 回 44 日、追い払い隊 2 名/日 4 班 359 日、 猟友会 8 日、その他 163 日 愛川町：町職員 12 回、追い払い隊 1 名/日 311 日 清川村：猟友会 2 名/日 51 日 秦野市：市職員 30 回、追い払い隊 4 名/日 288 日、 猟友会 75 日、組織的追い払い 71 回 伊勢原市：追い払い隊 2 名/日 3 班 184 日
南秋川	相模原市：市職員 30 回、 追い払い隊 2 名/日 170 日（K 1, 3, 4）・2 名/日 254 日（K 2）、猟友会 1 名/日 222 回（K 1, 3, 4）・1 名/日 223 回（K 2）、その他 217 回

市町村、対象群により実施体制が異なるため実施状況の単位が異なる。

日：主に委託日数、人日：1日の従事者数×委託日数、回：年間出勤回数

従事者数は委託等により定まっている場合のみ、記載。

(イ) 情報提供

ホームページ等で群れの位置情報を提供し、地域での追い払い等に活用された（小田原市、厚木市、秦野市、伊勢原市、県西地域県政総合センター）。サルの情報や被害状況を広報誌などに掲載した（南足柄市、箱根町、愛川町）。

(ウ) 電気柵および簡易電気柵の設置

農地と森林の境界部にサルなどの侵入を防ぐ電気柵を、愛川町で 347m、伊勢原市で 1,360m を設置し、厚木市は 33 箇所て開口部対策を行った。また、相模原市・愛川町・清川村では、農業者や住民による簡易防護柵設置補助が行われた（相模原市 31 箇所、愛川町 5 箇所、清川村 10 箇所）。

(エ) 地域ぐるみの取組

自治会に自衛組織等を設置して、受信機等を用いて地域を巡回しながら群れの行動を監視し、被害発生を未然に防止するための追い払いを実施している（南足柄市、相模原市、厚木市）。また、被害防除体制の整備や対策の実施に当たり、市町村、県等が連携し、学習会の開催、技術的支援などを行なった（小田原市、湯河原町、南足柄市、相模原市、厚木市、秦野市、伊勢原市）。

イ 広域連携による対策実施の推進

行動域が複数市町村や隣接都県にわたる加害群に対しては、関係機関が連携し対策を実施することが有効であることから、目標地域を定めて当該地域への定着を目指す追い上げやその他の対策を、西湘地域及び丹沢地域において関係機関による情報交換を行った。

表2 情報交換の実施状況

地域 個体群	対象群	情報交換内容	関係機関
西湘	S	追い上げ検討会	小田原市、箱根町、南足柄市、J A かながわ西湘、県猟友会小田原支部、県西地域県政総合センター、自然環境保全課
	P 1 T 1	湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議	神奈川県：湯河原町、県西地域県政総合センター、自然環境保全課 静岡県：熱海市、東部農林事務所、自然保護室
丹沢	大山子易	追い払い検討会	秦野市、伊勢原市、J A 秦野、J A 伊勢原、県央・湘南地域県政総合センター、自然環境保全課

ウ 県の取組

平成17年度から鳥獣被害対策に係る専門的知識や経験を持つ「鳥獣被害防除対策専門員」を地域県政総合センター（県央2名、西湘1名）に配置している。平成20年度からは湘南、足柄上にも配置し、県央2名、西湘・足柄上・湘南各1名の計5名が被害地域の巡視、住民への被害防除のための助言を行っている。平成24年度からは西湘・足柄上の地域県政総合センターの統合に伴い、現在は県央・県西に各2名、湘南に1名が配置されている。

また、平成24年度から設置された農業関係機関と連携した対策を進めるための支援チーム（県央、湘南、県西）において、情報提供及び市町村職員・農協を対象に業務遂行に必要な専門知識を習得するための研修会を開催した。

(2) 個体数調整

ア 西湘地域個体群

P 1 群及び T 1 群は、加害個体の捕獲や追い払いなどの対策を実施しているが、依然として加害レベルが低下せず人への威嚇や人家侵入などの被害は減少していないため、人身被害防止のための個体数調整を実施し、捕獲数は P 1 群 0 頭、T 1 群 2 頭であった。

イ 丹沢地域個体群

鳶尾群・経ヶ岳群・煤ヶ谷群については、分裂による被害拡大防止のための個体数調整を継続して実施している。

平成24年度は、鳶尾群50頭（当初計画数40頭、追加計画数10頭）、経ヶ岳群25頭（計画数25頭）、煤ヶ谷群10頭（計画数10頭）を捕獲し処分した。

なお、鳶尾群・経ヶ岳群・煤ヶ谷群において、オトナメス及びそのアカンボウが捕獲された場合は、オトナメスにマイクロチップを装着後、学習放獣した。

また、第3次計画では平成18年度以降に新たに確認された加害群及び加害集団の捕獲を実施することとしており、ダムサイト分裂群3頭、川弟分裂群2頭、子易群4頭、高森集団0頭の捕獲を行った。

また、片原集団について加害個体捕獲を実施し、2頭を捕獲した。

ウ 南秋川地域個体群

K1群、K2群について、分裂による被害拡大防止のための個体数調整を継続して実施している。平成24年度は、新たにK3群、K4群について分裂による被害拡大防止のための個体数調整を実施し、K1群25頭（計画数10頭）、K2群3頭（計画数10頭）、K3群6頭（計画数10頭）、K4群3頭（計画数10頭）を捕獲し処分した。なお、K1群は山梨県上野原市で捕獲した23頭を含む。

エ 捕獲個体の取り扱い

原則として研究機関へ搬送し、捕獲個体の外部計測、妊娠や栄養状態の把握及び記録の確認を行った。その結果、オトナメスは捕獲されていないこと、4.5才～5.5才のメスに妊娠が確認され餌付け群とほぼ同等の繁殖状況であること、妊娠個体は妊娠成立に必要な体脂肪量を満たす栄養状態であることなどが明らかとなった。

表3 捕獲数

(単位：頭)

加害個体捕獲		
地域個体群	群れ名	頭数
西湘	ハナレザル	1(2)
丹沢	片原	2(1)
	ハナレザル	1
計		4(3)

個体数調整			
目的	地域個体群	群れ名	捕獲数/計画数
分裂防止	南秋川	K 1	25/10
		K 2	3(1)/10
		K 3	6(1)/10
		K 4	3(5)/10
	丹沢	経ヶ岳	25(2)/25
		鳶尾	50(21)/50
煤ヶ谷		10(5)/10	
生活・人身被害	西湘	T 1	2(2)/14
		P 1	0/7
新たな加害群・加害集団	丹沢	ダムサイト分裂	3(1)/35
		川弟分裂	2(6)/51
		子易	4/20
		高森集団	0/3
計			133(44)/255

捕獲数は殺処分した個体数を示す。

カッコ内は、放獣数を外数で表す。

(3) 生息環境整備

市町村、農業協同組合の広報紙、地域鳥獣対策協議会作成のパンフレットを通じて、出荷しない農作物の適正処理や取り残し果実等の誘引物の除去について、住民、農業者に周知した。また、耕作放棄地の草刈り、伐採を実施し、サルが隠れにくい環境を作るなどの取組を行なった。

(4) モニタリング

平成24年度に県が実施した生息状況調査（群れ数、個体数、行動域、加害レベル）及び市町村、農業協同組合等の調査に基づき農作物被害、生活被害・人身被害の状況について取りまとめた結果は、次のとおりである。

ア 生息状況調査結果

(ア) 群れ数

西湘地域、丹沢地域、南秋川地域(神奈川県側)に生息する群れのうち、農作物等に被害を発生させている加害群及び加害集団を対象に調査を実施した。この結果、確認した加害群及び加害集団は計 21 群3集団であった。

〔西湘地域個体群〕

小田原市から湯河原町までの西湘地域と、隣接する静岡県熱海市にかけて、S群、H群、P1群、T1群、和田山集団の4群1集団を確認した。P1群は、平成20年度から分派行動が確認されている。和田山集団は、P1群から分派した可能性が高く、平成24年5月から発信機が装着され、調査を開始し、平成25年1月から2月はP1群と行動しており、再び合流した可能性がある。

〔丹沢地域個体群〕

丹沢山麓の地域で、ダムサイト群、ダムサイト分裂群、川弟群、川弟分裂群、経ヶ岳群、半原集団、鳶尾群、片原群、煤ヶ谷群、日向群、七沢群、大山群、丹沢湖群、子易群、高森集団の13群2集団を確認した。

川弟群は平成22年以降、年間を通じて2集団に分かれて行動し、これまでの行動域に生息する川弟群と新たに拡大した地域に生息する川弟分裂群の2つに分裂した。年々、利用地域の重複は減少している。

七沢群は、平成18年度以降追跡不能であったが、聞き取りと目視により平成24年度の生息数は10頭程度と推測された。ただし、日向群の行動域内であるため、詳細な把握が必要である。

平成23年8月に調査を開始した清川村片原に出没する集団を、隣接する川弟群及び煤ヶ谷群と独立した行動域であることから、新たに片原群とした。

半原集団は、平成24年度に新たに確認された集団である。平成23年6月から平成24年10月にかけて愛川町半原や厚木市用野で出没情報があり、平成24年12月から追跡を開始した。追跡期間は短いものの近隣の群れとは独立した集団である可能性が高い。

〔南秋川地域個体群〕

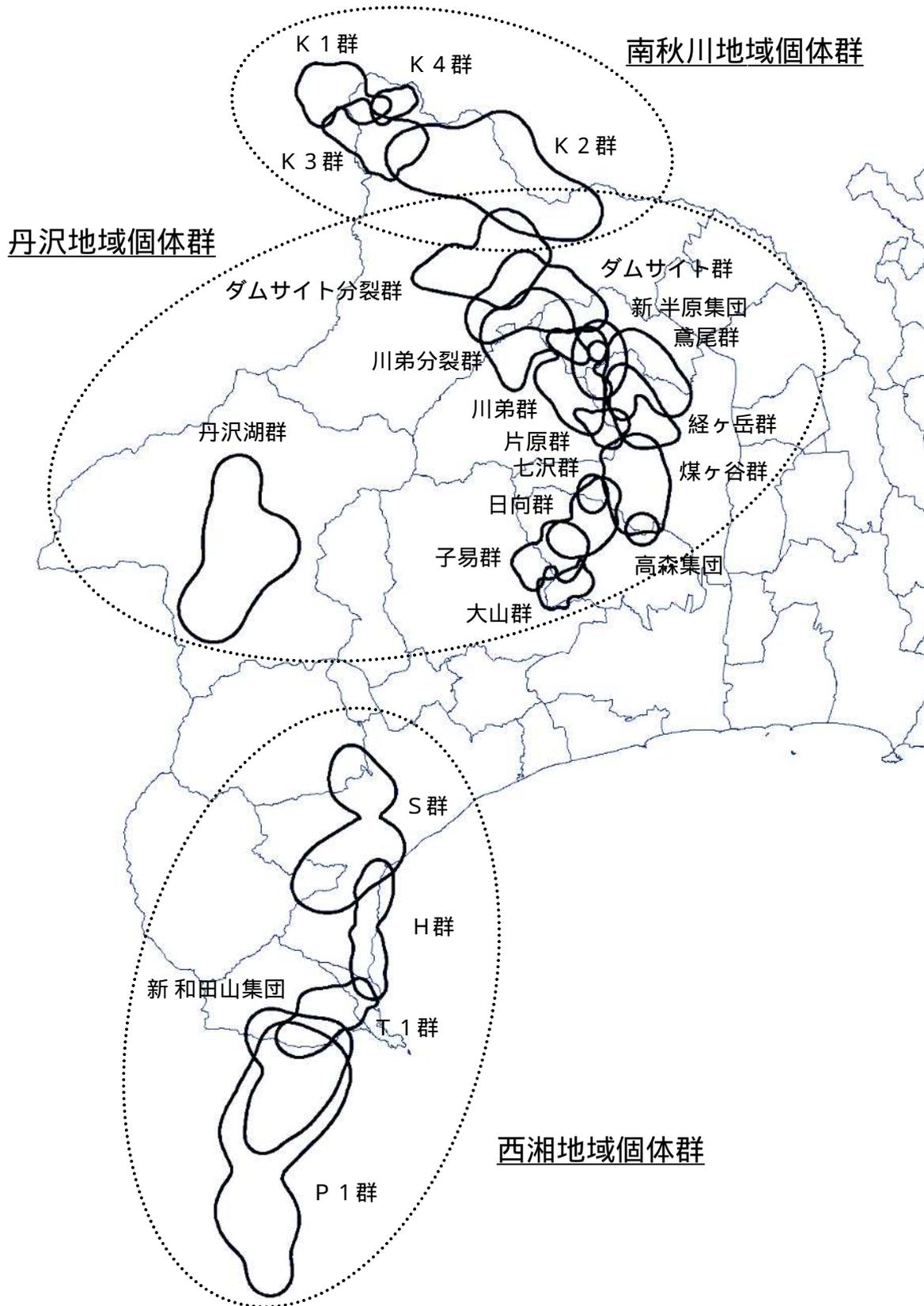
相模原市北部から東京都及び山梨県の境にかけてK1群、K2群、K3群、K4群の4群を確認した。

集団の定義について

本計画上の集団とは、十分なモニタリング調査が行われておらず通年の行動域・個体数・加害レベルが不明であるが、隣接する群れとは独立した行動域をもつと推測される数頭から数10頭のサルの集まり。

群れとは、モニタリング調査により通年の行動域・個体数・加害レベルが把握されているサルの集まり。

<平成 24 年度 神奈川県内のニホンザルの分布>



平成24年度 ニホンザル生息状況調査委託業務調査報告書より作成。
 図中の線で囲まれた部分が95%固定カーネル法による各群れの行動域。
 高森集団については、出没が確認されたおおよその地域を示している。

(イ) 個体数

群れの移動中に見通しの良い場所を渡るところを監視し、目視及びビデオ撮影により、頭数を確認した。西湘地域個体群が 110 頭、丹沢地域個体群が 568 頭、南秋川地域個体群が 349 頭を確認した。平成 23 年度と比較すると西湘地域は 11 頭の増加、丹沢地域は 9 頭の増加、南秋川地域は 26 頭の減少となり、県内全体では 1,027 頭で 6 頭の減少となった。

表 4 群れ数・個体数の内訳(頭)

地域 個体 群名	群れ名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	備 考
西湘	S 群	24	22	21	20	21	22	
	H 群	43	35	32	33	36	45	
	P 1群	17	17	19	15	13	9	H22は分派行動を繰り返す
	T 1群	23	27	26	27	29	31	
	T 2群	4	4					H22.2月～発信機個体はP 1群で確認
	和田山集団						3	P1群から分裂の可能性。 H25.1～P1群に合流。
	小計	111	105	98	95	99	110	
丹沢	ダムサイト群	12	16	12	15	16	16	H 19以降に 3 つに分裂。平成21年度までの南山集団
	ダムサイト 分裂群	46	48	50	29	35	25	ダムサイト群から分裂した。平成21年度までの主集団
	ダムサイト 青山集団		3	1				ダムサイト群から分裂し、平成22年3月捕獲により消滅
	川弟群	64	66	79	89	46	56	
	川弟分裂群				47	51	59	川弟群から分裂した。
	経ヶ岳群	88	82	81	68	69	46	H21冬期から分派行動
	鳶尾群	154	118	108	103	107	89	
	煤ヶ谷群	48	63	72	53	54	52	H 21以降に高森集団が分派したと推測される
	日向群	47	51	53	54	59	67	
	七沢群	10	-	-	-	6	10	H18～発信機停止。H19は聞き取り、H23は目視のみ
	大山群	37	41	44	49	49	50	
	丹沢湖群	15	14	22	22	22	25	
	子易群	-	10	13	19	20	23	平成21年度まで確認されていた子易の集団。大山群から分裂か。
	片原群					22	25	谷太郎の集団の可能性あり。
	半原集団						20	
	高森集団			13	7	3	5	平成21年度に煤ヶ谷群から分派、合流の可能性あり。
小計	527	512	548	508	559	568		
南秋川	K 1群	112	119	110	102	107	107	
	K 2群	72	80	83	89	96	93	
	K 3群	75	75	76	88	99	93	
	K 4群	56	72	76	77	73	56	H24は分派分裂による見かけ上の減少の可能性が高い
	小計	315	346	345	356	375	349	
合 計	953	963	991	959	1033	1027		

- 1 分派：群れからある期間、集団が分かれて行動すること。個体数が大きな群れで餌の少ない夏期や冬期に見られることが多く、群れと集団の行動域は概ね重複している。
- 2 分裂：分派行動をとっていた集団が、年間を通して元の群れと独立した行動域をもつようになること。この時点で、新たな群れが生じたと考えられる。
- 3 この他に単独又は小集団で生活しているオスのハナレザルが生息している。
- 4 平成18年度に丹沢地域個体群で法輪堂の集団(11頭)、谷太郎の集団(20頭)、南秋川地域個体群で底沢の集団(67頭)が聞き取り等で確認されたが、平成19年度以降は確認されていない。

(ウ) 行動域

前記の加害群及び加害集団（七沢群、半原集団、高森集団を除く）について、ラジオ・テレメトリー法により行動域の調査を実施した。

〔西湘地域個体群〕

S群は、平成21年度から引き続き箱根町湯本地区(通年)、南足柄市南部(夏期)を主に利用している。また、平成22年度の秋期には生息確認当初の行動域である箱根町須雲川地区を利用していたが、平成23年度から確認されなかった。一方で、平成20年度以降、確認されていなかった小田原市風祭及び板橋地区を平成23年度に引き続き利用した。

H群は、夏期及び秋期に湯河原町で利用が確認されていたが、平成23年度からは確認されなかった。冬期は平成19年度から継続して小田原市江之浦地区の海岸沿いの斜面と周辺農地を集中的に利用していたが、平成24年度は石橋地区の利用が確認された。

P1群は、平成22年度から年間を通して湯河原町の千歳川北岸の利用が減少していたが、平成24年度は年間を通して、T2群が利用していた静岡県熱海市内を利用した。熱海市でもさらに南下が確認され、初めて伊東市宇佐美の利用が確認された。

T1群は、行動域が広がり、南西側の真鶴町岩と、以前P1群が利用していた湯河原町宮上を利用した。

和田山集団は、湯河原町温泉場、宮上、宮下、静岡県熱海市泉、伊豆山、稲村、鳴沢、林ヶ丘町、和田山の範囲で、熱海市を多く利用していた。その行動域はP1群と重複が多かった。

〔丹沢地域個体群〕

ダムサイト群は、相模原市緑区南山、鳥屋、宮ヶ瀬湖北岸を利用しており、平成24年度は東側に行動域が拡大し、ダムサイト分裂群は相模原市緑区寸沢嵐、青野原、青山と旧藤野町牧野や牧馬の範囲を利用していた。

川弟群及び川弟分裂群は、行動域が一部重複し、川弟分裂群が北部、川弟群が南部を利用している。重複部分は平成23年度に比べ、少なくなった。川弟群は、夏期及び冬期に清川村法輪堂や愛川町上細野の集落付近の利用が確認されているが、年間を通して経ヶ岳や華厳山の高標高域を利用している。川弟分裂群は、平成24年度は宮ヶ瀬湖北岸で通年の利用が確認され、例年は夏季のみであった西側の金沢や宮ヶ瀬園地でも通年利用していた。

経ヶ岳群は、3年ぶりに愛川町田代を利用したため、行動域は北部に拡大したが、利用の中心は南部の集落付近であり、徐々に南東にシフトしている。

鳶尾群は、行動域に大きな変化はみられていないが、秋季に国道413号の西側を利用した。

煤ヶ谷群は、平成19年度以降は清川村法輪堂地区・谷太郎地区の利用が確認されておらず、平成24年度は北西部の清川村の利用が減り、南東の伊勢原市久保屋敷や東富岡で確認され、徐々に行動域は南に変化している。

日向群は、徐々に行動域が南下しており、伊勢原市子易のミカン園や農地の利用が多かった。

七沢群は、平成18年度以降発信機を装着しておらず、確認地点は少ないが、清川村広沢寺や伊勢原市日向で出没が確認された。

大山群は、平成 24 年度から北部の伊勢原市子易の利用がなくなり、平成 24 年度は南部の国道 246 号以南の利用も減少した。

丹沢湖群は、年々、北部の利用が減少し、南部の利用が増えている。また、県道沿いや林道沿いを多く利用している。

子易群は、平成 23 年度に確認された国道 246 号線の南側の利用はなくなり、平成 24 年度の行動域は北へ縮小した。

片原群は、確認地点は少ないが、厚木市尾台や清川村船沢から古在家を利用していた。

高森集団は、確認地点は少ないが、厚木市岡津古久、伊勢原市東富岡、高森で確認された。

半原集団は平成 24 年度 12 月から調査を開始した群れであり、愛川町半原から厚木市真弓を行動域としていた。川弟分裂群、川弟群、経ヶ岳群、鳶尾群の行動域の空白地帯を利用していた。

〔南秋川地域個体群〕

K 1 群は、高標高域の利用が減少した。

K 2 群は、平成 17 年度に国道 20 号線を南東に越えて以来、行動域を徐々に東南に移している。平成 24 年度は行動域に大きな変化はなかった。

K 3 群は、平成 24 年度は相模原市緑区鎌沢や御霊の利用が確認され、北側にわずかに行動域が広がった。

K 4 群は、平成 24 年度は行動域北部の高標高域の利用がなくなり、相模原市鎌沢や和田の集落付近の狭い範囲を利用していた。

(エ) 加害レベル

加害群を対象に、保護管理計画に定める「群れの加害レベル判定基準表」に基づき、直接観察、出没場所、人に対する反応、農林作物等への被害状況の把握により判定した。

平成 24 年度は、川弟群は上昇しており、他の群れについて変化はみられていない。

表5 加害レベル

地域 個体 群名	群れ名	H19	H20	H21	H22	H23	H24
西湘	S群	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5
	H群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	P1群	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5
	T1群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	T2群	4	4	-	-	-	-
	和田山集団						4
丹沢	ダムサイト群	3～4	3～4	3～4	3～4	3	3
	ダムサイト分裂群			3～4	3～4	3～4	3～4
	川弟群	0～1	0～1	1	1	1	1～2
	川弟分裂群					1	1
	経ヶ岳群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	鳶尾群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	煤ヶ谷群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	日向群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	七沢群	-	-	-	-	-	-
	大山群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	子易群	-	-	2	2～3	2～3	2～3
	丹沢湖群	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3
	片原群						1～2
	半原集団						-
高森集団						-	
南秋川	K1群	3	3	3	3	3	3
	K2群	3	3	3	3	3	3
	K3群	3	3	3	3	3	3
	K4群	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3

イ 被害状況調査結果

報告上の被害は、増減を繰り返しており一定の傾向は見られない。被害報告については、多くの農業者が十分な補償制度がないことや効果的な対策が実施されないとの理由により、必ずしも実態を反映したものでないことに留意する必要がある。なお、一部の市町村では、追い払い員等によって被害の把握が行われている地域がある。

(ア) 農作物被害

平成24年度の県内農作物被害は、被害面積21.9ha、被害額25,366千円であり、平成23年度と比較すると被害面積は6.3haの増加、被害額は12,756千円増加している。

表6 農作物被害

〔上段：被害面積（ha）、下段：被害額（千円）〕

地域 個体群名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	比較 (H24 - H23)
西湘	2.62 2,385	4.26 4,346	7.49 8,900	2.9 3,738	2.8 2,820	0.9 2,100	1.9 721
丹沢	8.99 9,039	13.62 22,573	19.57 20,299	26.7 16,586	12.8 9,790	23.1 26,413	10.3 16,624
南秋川	0 0	1.02 594	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
合計	11.61 11,425	18.9 27,513	27.09 29,198	29.6 20,323	15.6 12,610	24.0 28,513	8.4 15,903

ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が突合しない場合がある。

(イ) 自家用農作物

農作物被害の他に家庭菜園等の自家用作物の被害は、丹沢地域個体群で1.94haの増加、南秋川地域個体群で3.94ha増加している。

表7 自家用農作物の被害面積

〔単位：ha〕

地域個体群名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	比較 (H24 - H23)
西湘	-	-	-	-	-	-	-
丹沢	5.87	7.98	19.16	7.97	4.80	6.74	1.94
南秋川	3.14	5.78	1.88	2.72	1.46	5.52	3.94
合計	9.01	13.76	21.04	10.69	6.26	12.26	5.87

自家用農地の被害とは、家庭菜園など出荷を目的とせず、自ら消費する作物の被害をいう。

相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

(ウ) 生活被害・人身被害

追い払い、加害個体の捕獲等の対策を実施しているものの、サルによる騒音、人家侵入などの生活被害や人に対する威嚇行為及び噛みつく、引っ掻くなどの人身被害は依然として発生しており、県、市町村に寄せられた苦情、通報・相談件数は684件に上っている。

表8 生活被害・人身被害

〔単位：件〕

地域個体群名	区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24
西湘	生活被害	52	52	112	84	32	96
	生活上の脅威	91	112	126	157	235	348
	人身被害	11	8	4	1	1	2
	小計	154	172	242	242	268	446
丹沢	生活被害	34	14	158	43	41	92
	生活上の脅威	194	111	128	65	75	104
	人身被害	0	9	11	49	11	6
	小計	228	134	297	157	127	202
南秋川	生活被害	10	0	13	62	12	14
	生活上の脅威	16	5	37	79	49	21
	人身被害	1	0	0	0	0	1
	小計	27	5	50	141	61	36
合計		409	311	589	540	456	684

- 1 生活被害：騒音、屋外物品等の損傷、人家侵入、屋内物品の略奪
- 2 生活上の脅威：人体への接触を伴わず、人身被害とは言えない程度の威嚇行為や人・人家・走行中の車等に対する攻撃
- 3 人身被害：人に噛みつく、引っ掻くなど
- 4 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした

2 平成 25 年度事業実施計画

第 3 次神奈川県ニホンザル保護管理計画（以下「3 次計画」という）に基づき、平成 25 年度のニホンザル保護管理事業実施計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

(1) 被害防除対策

ア 市町村の取組

(ア) 追い払い・追い上げ

サルを人の生活圏から遠ざけるため、群れの加害レベル、地域特性等に応じた効果的な追い払いを猟友会、専従追い払い員、市町村職員、住民等が実施するとともに、監視・通報体制の強化を図る。

西湘地域においては、追い上げを意識した追い払い体制の強化を図り、地域住民や関係団体との連携を推進し、住宅に近い泊まり場をなくし、山へ追い払う。

(イ) 情報提供

各地域の取り組みの成果や効果的な被害防除対策を行うための知見などを県内に広く普及するため、市町村職員・農協・住民を対象に鳥獣被害防除対策専門員などによる研修会を開催する。

(ウ) 電気柵および簡易電気柵の設置

追い払いだけでは被害防除が困難な農地や被害が集中している地域では、電気柵（愛川町 556m）、簡易電気柵・ネットの設置を行う。

イ 県の取組

鳥獣被害防除対策専門員を継続配置することによって地域ぐるみの取組み支援を強化する（県央 2 名、湘南 1 名、県西 2 名の計 5 名）。

また、地域の取り組みが円滑に実施されるよう、農業関係機関と連携した対策を進めるための支援チーム（県央、湘南、県西）を継続するとともに、情報提供及び市町村職員・農協を対象に業務遂行に必要な専門知識を習得するための研修会を開催する。

ウ 広域連携の推進

(ア) 県内市町の連携推進

複数の市町を行動域とする群れへの対策について、関係機関による連携した実施体制の整備に努める（厚木市と愛川町、秦野市と伊勢原市、南足柄市・箱根町・小田原市）。

(イ) 関係都県との連携

サルの生息域は東京都、山梨県、静岡県にまたがることから、これらの都県及び隣接する市町村と生息状況、被害状況、捕獲状況及び被害防除対策の実施状況等に関する情報交換会を開催する。

山静神ニホンジカ・ニホンザル等情報交換会

湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議

神奈川県：湯河原町、県西地域県政総合センター、自然環境保全課

静岡県：熱海市、東部農林事務所、自然保護室

相模原市と山梨県上野原市の情報交換体制の強化

(2) 個体数調整

個体数調整に際しては、平成 24 年度のモニタリング結果や被害状況を踏まえながら検討・実施し、必要に応じて見直しを図るものとする。なお、加害個体については群れの加害レベルによらず捕獲の対象とする。捕獲個体は地域個体群の維持状況及び個体の特性等により必要に応じ学習放獣等、処分内容を検討する。

なお、各個体数調整における実施の方向性及び対象個体の考え方は次の通りである。

【分裂による被害拡大防止のための個体数調整】

加害レベルが 3 以上の群れで、個体数が増加し、分派行動が繰り返し観察されるなど群れの分裂の可能性が高く、分裂した場合に被害が拡大する恐れがある群れに対して、分裂を阻止できる規模まで個体数の減少を図るものである。

【生活被害・人身被害軽減のための個体数調整】

加害レベルが 3 以上の群れで、追い払い等の対策を実施しても被害が軽減されておらず、個体数調整を実施しても地域個体群の安定的な維持がはかれる場合に、被害を生じさせている主な個体を被害の軽減が図れる程度まで捕獲するものである。そのため、被害を発生させる可能性の低いアカンボウ及び群れの分裂回避に留意するためオトナメスは原則放獣する。

また、西湘地域個体群については、地域個体群の安定的な維持を図るため、捕獲対象個体のうち、処分可能な個体はワカモノオス及びオトナオスとし、他の個体については原則として学習放獣とする。

【新たな加害群及び加害集団の捕獲】

第 2 次計画策定時の平成 18 年度以降に確認された新たな加害群及び加害集団を捕獲するものであり、「生息確認ができなくなるまで」または捕獲により被害が軽減する可能性もあるため「加害群もしくは加害集団でなくなるまで」、捕獲を継続することとする。なお、群れの分裂回避に留意するためオトナメスは捕獲開始当初は、放獣とする。

ア 西湘地域個体群

H 群・T 1 群においては、生活及び人身被害軽減のための個体数調整を実施することとする。西湘地域個体群は安定的な維持を図るため、計画数はオトナメスとアカンボウを除いた、T 1 群 15 頭、H 群 19 頭とし、そのうち処分を行う捕獲数は、オトナオスとワカモノオスのみで H 群、T 1 群の各 4 頭とする。なお、処分対象個体以外が捕獲された場合は、加害レベルの低下を図るために学習放獣を行う。

イ 丹沢地域個体群

経ヶ岳群及び煤ヶ谷群は、分裂による被害拡大防止のための個体数調整を継続し、経ヶ岳群最大13頭、煤ヶ谷群最大15頭を捕獲する。

鳶尾群については、平成19年度より分裂による被害拡大防止の個体数調整を実施、通年の追い払いを実施してきたが、依然として被害の軽減には至っていない。そこで、平成25年度は、生活被害及び人身被害軽減のための個体数調整を実施し、最大43頭を捕獲することとする。

なお、経ヶ岳群・煤ヶ谷群・鳶尾群の実施に当たっては、継続した個体数調整による性年齢構成のバランスの変化に配慮するため、10歳以下のオトナメスの試験的な捕獲を継続するとともに、対象となる性年齢を特定して捕獲する。

捕獲個体の内訳は、資料のとおりとする。

ダムサイト分裂群・川弟分裂群・子易群・片原群・高森集団・半原の集団については、新たな加害群及び加害集団の捕獲を実施し、計画数は、平成24年度のモニタリング調査結果から、最大でダムサイト分裂群25頭・川弟分裂群59頭・子易群23頭・片原群25頭・高森集団5頭・半原集団20頭とする。

新たな加害群及び加害集団においては、原則としてはこわなによる捕獲を実施するとともに、効果的な捕獲方法について検討、実施する。

ウ 南秋川地域個体群

K 1 群・K 2 群・K 3 群・K 4 群に対して、分裂による被害拡大防止のための個体数調整を実施することとし、計画数はK 1 群 30 頭(上野原市捕獲を含む)、K 2 群、K 3 群は各 20 頭、K 4 群は 10 頭とする。

表 9 個体数調整計画数

(単位：頭)

個体数調整				
目的	地域個体群	群れ名	計画数	区分
分裂防止	丹沢	経ヶ岳	13	継続
		煤ヶ谷	15	
	南秋川	K 1	30	
		K 2	20	
		K 3	20	
		K 4	10	
生活・人身被害	西湘	H	19(4)	新規
		T 1	15(4)	継続
	丹沢	鳶尾	43	新規
計			185	
新たな加害群・加害集団	丹沢	ダムサイト分裂	25	継続
		川弟分裂	59	
		半原集団	20	新規
		片原	25	継続
		子易	23	
		高森集団	5	
計			157	

経ヶ岳、煤ヶ谷、鳶尾の計画数は、モニタリング結果を基に最大数を記載しているものであり、対象となる個体が計画数に満たない場合もある。

西湘地域個体群(H、T 1)は計画数のうち、ワカモノオス、オトナオスのみを殺処分(カッコ内で内数)とする。

(3) 生息環境整備

人の生活圏とサルの生息域との棲み分けができるよう生息環境の整備を行うことを基本とし、集落環境調査を行い、農地及び人家周辺等における誘引要因の除去、農地周辺の雑木、藪、雑草等の刈り払いを行う。

また、人馴れや地域への定着を防止するため、広報紙、看板設置等により餌をやらないよう普及啓発を図る。

集落環境調査：秦野市、伊勢原市(成瀬、高部屋、大山、比々多地区)

森林整備：愛川町（八菅山、半原、田代地区）

普及啓発：南足柄市（沼田、岩原地区）サル対策パンフレット配布、回覧

（４）モニタリング

ア 生息状況調査

県は、群れの状況、群れごとの個体数、行動域を把握するため、西湘、丹沢、南秋川地域に生息する群れのうち、加害群及び加害集団 21 群 3 集団について、雌雄・成幼獣別個体数のカウント調査、発信機を用いた行動域調査を実施する。

なお、個体数調整の対象とする群れについては、モニタリング内容を検討し、実施に伴う個体数や行動域の変化、捕獲個体情報などの把握に努める。

表 10 発信機装着計画

地域個体群名	装着数
西湘	1
丹沢	6
南秋川	1
その他 未装着群・分派集団等	2
合計	10

発信機の受信状態により装着対象群を変更する場合がある。

イ 被害状況の把握

市町村は、年間を通じて、農業協同組合等の協力を得て農作物被害、生活被害及び人身被害について、被害内容、被害量、被害額等を把握するとともに、効果的な被害防除対策に資するため被害地図を作成する。また、従来被害調査に加え、被害状況把握のため鳥獣被害防除対策専門員や追い払い員等による被害情報の収集体制の整備など補完的な調査方法についても検討を行う。

(5) 群れ別・市町村別実施計画

ア 西湘地域個体群

群れ名	加害レベル	市町村名	被害防除対策	個体数管理	生息環境管理
S	4 ～ 5	南足柄市	[追い払い] ・職員は、通報があり次第迅速に対応する ・追払い用具の購入 ・サル被害者への注意喚起等の指導をおこなう [その他] ・沼田、岩原地区への回覧等 ・防災行政無線による情報提供	[加害個体捕獲] 人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合に加害個体を捕獲 [学術研究捕獲] 加害レベル低下のための学習放獣を実施	[誘引物除去] ・サル対策用パンフレットを配布若しくは回覧(沼田地区、岩原地区) ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発を実施 ・農地や住宅周辺の環境整備
		小田原市	[追い払い] ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会による追い払いの実施 ・猟友会による監視・追い払いの強化 ・追い上げの実施 [その他] ・市ホームページでサルの位置情報を提供	[加害個体捕獲] 人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合に加害個体を捕獲 [学術研究捕獲] 加害レベル低下のための学習放獣を実施	[誘引物除去] ・農業者、住民へ協力の呼びかけ ・協議会で農業者向けの研修会を開催 [集落環境調査] ・板橋地区で実施予定
		箱根町	[追い払い] ・野猿パトロール隊を平日に配置し、追い払い等を行う ・必要に応じ、職員が出動して追い払い等を行う ・S群の広域的な追い払い方法に関して、県、周辺市町等と検討し、実行する ・住民に、追い払い器具(エアガン、パチンコ等)の貸出、配布を行う [その他] ・野猿に関する情報の周知を、自治会回覧等で行う	[加害個体捕獲] 人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合に加害個体を捕獲 [学術研究捕獲] 加害レベル低下のための学習放獣を実施	[追い上げ] ・野猿の泊まり場の解消を、専門的な知識を有する県の主導のもとで行い、最終的には被害が発生しない地域に行動域を移動させる [誘引物除去] ・自治会回覧等で、餌やりの禁止、人家周辺の果樹の早期収穫の啓発等を行う
H	3 ～ 4	小田原市	[追い払い] ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会による追い払いの実施 ・猟友会による監視・追い払いの強化 ・追い上げの実施 [その他] ・市ホームページでサルの位置情報を提供	[個体数調整] 生活及び人身被害防止 ・計画数 19 頭 内ワカモノオス、オトナオス 4 頭を処分	[誘引物除去] ・農業者、住民へ協力の呼びかけ ・協議会で農業者向けの研修会を開催 [集落環境調査] ・板橋地区で実施予定
		真鶴町	[追い払い] 引き続き、連絡があれば追い払いを行っていく。 また、石名坂付近においてはサルがいないか確認して通行する	[加害個体捕獲] 人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合に加害個体を捕獲	特に予定なし
P 1	4 ～ 5	湯河原町	[追い払い] ・猟友会員等追い払い員の配置7人 230日巡回予定 ・職員による追い払いを実施	[加害個体捕獲] 人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合に加害個体を捕獲 [学術研究捕獲] 加害レベル低下のための学習放獣を実施	・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発を実施 ・耕作放棄地の解消推進
T 1	3 ～ 4	真鶴町	[追い払い] 引き続き、連絡があれば追い払いを行っていく また、石名坂付近においてはサルがいないか確認して通行する	[加害個体捕獲] 人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合に加害個体を捕獲	特に予定なし

		湯河原町	[追い払い] ・猟友会員等追い払い員の配置7人 230日巡回予定 ・職員による追い払いを実施	[個体数調整] 生活及び人身被害防止 ・計画数 15頭 内ワカモノオス、オトナオス 4頭を処分	・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発を実施 ・耕作放棄地解消の推進
--	--	------	---	--	-------------------------------------

イ 丹沢地域個体群

群れ名	加害レベル	市町村名	被害防除対策	個体数管理	生息環境管理
ダムサイト	3	相模原市	[追い払い] ・追払いの強化 ・委託日数の増 ・猟友会による追い払い ・自主防衛組織の組織化 ・JA 津久井郡への情報提供 ・農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付	-	・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・放棄果樹の伐採依頼
		愛川町	[追い払い] ・サル移動監視員1人(必要に応じて) ・職員による追い払い ・地域住民による自主的な追い払い ・地域住民に対する追い払い研修会等の検討 ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発の実施 [柵] ・防護柵設置に対する補助金の普及啓発の実施 [その他] ・被害情報の収集について広報紙に掲載 ・新たな被害把握方法の検討	[加害個体捕獲] ・加害個体が現れた場合には捕獲の実施	[誘引物除去] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、広報紙等により啓発
ダムサイト分裂	3 ~ 4	相模原市	[追い払い] ・追払いの強化 ・委託日数の増及び勤務時間の検討 ・猟友会による追い払い ・自主防衛組織の組織化 ・JA 津久井郡への情報提供 ・農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付	[個体数調整] ・新たな加害群の捕獲 計画数 25頭	・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・放棄果樹の伐採依頼
川弟	1 ~ 2	愛川町	[追い払い] ・サル移動監視員1人 122日巡回 ・職員による追い払い ・地域住民による自主的な追い払い ・地域住民に対する追い払い研修会等の検討 ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発の実施 [柵] ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・防護柵設置に対する補助金の普及啓発の実施 [その他] ・被害情報の収集について広報紙に掲載 ・新たな被害把握方法の検討	-	[生息環境整備] ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 ・森林整備の実施(半原地区、田代地区) [誘引物除去] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、広報紙等により啓発
		清川村	[追い払い] ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払いを継続実施(通年)	-	[生息環境整備] 民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜

			<ul style="list-style-type: none"> 定期巡回の実施(通年) 電気柵や防護ネット等の補助及び補助制度の周知 音波式追い払い機器の導入 		等の徹底処理を継続して要請する
川弟分裂	1	愛川町	<ul style="list-style-type: none"> [追い払い] サル移動監視員 1 人 122 日巡回 職員による追い払い 地域住民による自主的な追い払い 地域住民に対する追い払い研修会等の検討 電動エアガン購入費補助金の普及啓発の実施 [柵] 広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 防護柵設置に対する補助金の普及啓発の実施 [その他] 被害情報の収集について広報紙に掲載 新たな被害把握方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> [個体数調整] 分裂による被害拡大防止のための個体数調整の実施 計画数 54 頭 	<ul style="list-style-type: none"> [生息環境整備] 広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 森林整備の実施(半原地区、田代地区) [誘引物除去] 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、広報紙等により啓発
経ヶ岳	3 ~ 4	厚木市	<ul style="list-style-type: none"> [追い払い] 一定方向に向けた通年の組織的な追い払い 追い払い員 2 人 359 日巡回 地区追い払い隊 25 人 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施 地域住民 11 地区 [追い上げ] 銃器による群れの追い上げ [獣害防護柵] 電気柵の保守点検 L = 8,974m(荻野、小鮎地区) 開口部対策 	<ul style="list-style-type: none"> [個体数調整] 分裂による被害拡大防止 計画数 15 頭 	<ul style="list-style-type: none"> [誘引物除去] 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発
鳶尾	3 ~ 4	厚木市	<ul style="list-style-type: none"> [追い払い] 一定方向に向けた通年の組織的な追い払い 追い払い員 2 人 359 日巡回 地区追い払い隊 29 人 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施。 地域住民 13 地区 [追い上げ] 銃器による群れの追い上げ 	<ul style="list-style-type: none"> [個体数調整] 生活被害及び人身被害軽減のための個体数調整 計画数最大 43 頭(愛川町との合計) 	<ul style="list-style-type: none"> [誘引物除去] 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発。
		愛川町	<ul style="list-style-type: none"> [追い払い] サル移動監視員 1 人 244 日巡回 職員による追い払い 地域住民による自主的な追い払い 地域住民に対する追い払い研修会等の検討 電動エアガン購入費補助金の普及啓発の実施 [柵] 広域獣害防止電気柵設置 予定 556m(角田地区、中津地区) 広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修、除草等 防護柵設置に対する補助金の普及啓発の実施 [その他] 被害情報の収集について広報紙に掲載 新たな被害把握方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> [個体数調整] 生活被害及び人身被害軽減のための個体数調整 計画数最大 43 頭(厚木市との合計) 	<ul style="list-style-type: none"> [生息環境整備] 広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 森林整備の実施(八菅山地区) [誘引物除去] 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、広報紙等により啓発

煤ヶ谷	3 ～ 4	厚木市	<p>[追い払い] 一定方向に向けた通年の組織的な追い払い ・追い払い員 2 人 359 日巡回 ・地区追い払い隊 37 人 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施 ・地域住民 7 地区</p> <p>[追い上げ] 銃器による群れの追い上げ</p> <p>[獣害防護柵] 電気柵の保守点検 L = 17,823m(日向群との計、小鮎、玉川、森の里地区) 開口部対策</p>	<p>[個体数調整] 分裂による被害拡大防止 計画数最大 15 頭 (伊勢原市との合計)</p>	<p>[誘引物除去] 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発</p>
		清川村	<p>[追い払い] ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払いを継続実施(通年) ・定期巡回の実施(通年) ・電気柵や防護ネット等の補助及び補助制度の周知 ・音波式追い払い器の導入</p>	-	<p>[誘引物除去] 民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を継続して要請する</p>
		伊勢原市	<p>[追い払い] ・組織的追い払いの実施(東富岡、粟窪、高森地区) 成瀬 出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・追い払い研修会の実施 ・厚木市と連携した組織的追い払いを実施 ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動) ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める</p>	<p>[個体数調整] 分裂による被害拡大防止 計画数最大 15 頭 (厚木市との合計)</p>	<p>[誘引物除去] ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行</p> <p>[集落環境調査] ・成瀬地区で実施</p>
日向	3 ～ 4	厚木市	<p>[追い払い] 電波受信機を利用した組織的追い払い ・地区追い払い隊 28 人 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施</p> <p>[追い上げ] 銃器による群れの追い上げ</p> <p>[獣害防護柵] 電気柵の保守点検 L = 17,823m(煤ヶ谷群との計、玉川地区)</p>	<p>[加害個体捕獲] 人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合に加害個体を捕獲</p>	<p>[誘引物除去] 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発</p>
		伊勢原市	<p>[追い払い] ・組織的追い払いの実施(日向、上粕屋、大山、子易地区) 高部屋 出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) 大山 出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・猟友会による追い払い ・追い払い研修会の実施 ・厚木市と連携した組織的追い払いを実施 ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動)</p> <p>[柵] ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置</p>	<p>[個体数調整] 生活被害・人身被害軽減のための個体数調整を検討</p>	<p>[誘引物除去] ・未収穫農作物、放任果樹の除去等 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカーによる食べ残し放置及び餌付け等の禁止を周知徹底</p> <p>[集落環境調査] ・高部屋地区、大山地区で実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める</p>

大山	3 ～ 4	秦野市	<p>[追い払い] ・追い払い員 4 名通年出動、288 日/年(計 490 人日) 予定 ・猟友会 75 回出動予定 ・職員 30 回出動予定 (子易群との合計) ・農家や市民からの情報を丹念に収集する ・伊勢原市と連携した効果的な追い払いを実施する ・猟銃使用等新たな追い払い・捕獲方法の導入を検討する [その他] ・市ホームページ等でサル的位置情報を提供する ・広報等を利用したサル対策を周知する ・食害を防止ネット等の自衛策を農家および市民農園利用者に啓蒙していく</p>	<p>[個体数調整] ・状況に応じて、生活被害及び人身被害軽減のための個体数調整を検討</p>	<p>[誘引物除去] ・市、JA ホームページ等を活用した、生ゴミの持ち帰り、餌付け禁止の啓発活動をする ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動をする ・野菜残渣の埋設を励行する ・放任果樹の適正管理を指導する [集落環境調査] モニタリング調査とともに周辺の耕作放棄地・残渣の放置・放任果樹等についての情報収集を行う</p>
		伊勢原市	<p>[追い払い] ・組織的追い払いの実施(大山、子易、三ノ宮、坪ノ内、善波地区) 大山 出沒時随時(追い払い隊員との連携により実施) 比々多 出沒時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・猟友会による追い払い ・追い払い研修会の実施 ・秦野市と連携した組織的追い払いを実施 ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動)</p>	<p>[個体数調整] ・状況に応じて、生活被害及び人身被害軽減のための個体数調整を検討</p>	<p>[誘引物除去] ・未収穫農作物、放任果樹の除去 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカーによる食べ残し放置及び餌付け等の禁止を周知徹底 [集落環境調査] ・大山地区、比々多地区で実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める</p>
丹沢湖	2 ～ 3	山北町	<p>[追い払い] ・農地管理者による監視強化 ・追い払いのためロケット花火を配付し、農地管理者や地域が一体になり追い払い実施 [その他] ・町広報車による注意喚起。 ・町広報等で被害届の提出を促進</p>	<p>・人身被害の危険性が高まった場合、足柄上地区有害鳥獣被害対策協議会と連携し検討を行う</p>	<p>・緩衝地帯の整備 ・農地をえさ場にならないため誘引要因の除去等の徹底 ・餌付け等が見られる場合は、警告等の看板設置</p>
子易	2 ～ 3	秦野市	<p>[追い払い] ・追い払い員 4 名通年出動 288 日/年(計 490 人日) 予定 ・猟友会 75 回出動予定 ・職員 30 回出動予定 (大山群との合計) ・農家や市民からの情報を丹念に収集し、被害軽減対策に反映させる ・伊勢原市と連携した効果的な追い払いを実施する ・猟銃使用等新たな追い払い・捕獲方法の導入を検討する ・猟友会と連携した追い払いを実施する [その他] ・市ホームページ等でサルの最新位置情報を提供する ・広報等を利用したサル対策を周知する</p>	<p>[個体数調整] 新たな加害群の捕獲を実施 ・計画数 23 頭 ・伊勢原市と連携し効果的・効率的な捕獲を行う</p>	<p>[誘引物除去] ・市、JA ホームページ等を活用した、生ゴミの持ち帰り、餌付け禁止の啓発活動をする ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動をする ・野菜残渣の埋設を励行する ・放任果樹の適正管理の指導をする ・荒廃農地の解消、林地の除間伐を励行する</p>

		伊勢原市	<p>[追い払い] ・組織的追い払いの実施(大山、子易、三ノ宮、坪ノ内、善波地区) 大山 出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) 比々多 出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・猟友会による追い払い ・追い払い研修会の実施 ・秦野市と連携した組織的追い払いを実施 ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動)</p>	<p>[個体数調整] 新たな加害群の捕獲を実施 ・計画数 23 頭 ・伊勢原市と連携し効果的・効率的な捕獲を行う ・群れの行動域に即した捕獲檻の設置を実施(子易地区のみではなく三ノ宮地区にも設置する) ・夏季は秦野市蓑毛、冬季は伊勢原市子易及び三ノ宮に出没するため、秦野・伊勢原市間で檻を移動するなど、両市連携し効果的な捕獲を実施</p>	<p>[誘引物除去] ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカーによる食べ残し放置及び餌付け等の禁止を周知徹底 [集落環境調査] ・大山地区、比々多地区で実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくり荒廃地の整備を進める</p>
片原	1 ~ 2	厚木市	<p>[追い払い] ロケット花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払い。 ・地域住民 1 地区 [獣害防護柵] 電気柵の保守点検 L = 1,630m(小鮎地区)</p>	<p>[個体数調整] ・新たな加害群として捕獲 計画数 25 頭 (清川村との合計)</p>	<p>[誘引物除去] 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発</p>
		清川村	<p>[追い払い] ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払いを継続実施(通年) ・定期巡回の実施(通年) ・電気柵や防護ネット等の補助及び補助制度の周知 ・音波式追い払い機器の導入</p>	<p>[個体数調整] ・新たな加害群として捕獲 計画数 25 頭 (厚木市との合計)</p>	<p>[誘引物除去] 民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を継続して要請する</p>
半原 集団	未判定	厚木市		<p>[個体数調整] 新たな加害集団の捕獲 ・計画数 20頭 (愛川町との合計)</p>	
		愛川町		<p>[個体数調整] 新たな加害集団の捕獲 ・計画数 20頭 (厚木市との合計)</p>	
高森 集団	未判定	厚木市	<p>[追い払い] ロケット花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払い</p>	<p>[個体数調整] 新たな加害集団の捕獲 ・計画数 5頭 (伊勢原市との合計)</p>	<p>[誘引物除去] 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発</p>
		伊勢原市	<p>[追い払い] ・組織的追い払いの実施(東富岡、粟窪、高森地区) 成瀬 出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・追い払い研修会の実施 ・厚木市と連携した組織的追い払いを実施 ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動)</p>	<p>[個体数調整] 新たな加害集団の捕獲 ・計画数 5頭 (東富岡、粟窪、高森地区) (厚木市との合計) ・追い払い隊員等目視による生息調査 ・地元の協力によりサルの目撃情報を収集し、その行動域に即した檻の設置を実施</p>	<p>[誘引物除去] ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 [集落環境調査] ・成瀬地区で実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める</p>

ウ 南秋川地域個体群

K 1	3	相模原市	[追い払い] 猟友会員等による追い払い、モニタリング実施 ・防護柵等の補助金交付	[個体数調整] 分裂防止による捕獲、処分 計画数 30 頭 (上野原市との合計)	・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・放棄果樹の伐採依頼
K 2	3		[追い払い] ・追い払いの強化 パトロール実施日の増 ・猟友会による追い払い ・防護柵等の補助金交付 ・自主防衛組織未組織地域の組織化を図る	[個体数調整] 分裂防止による捕獲の継続 計画数 20 頭 業者委託における効率的な捕獲の実施	・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・放棄果樹の伐採依頼 ・山際の草刈の実施依頼
K 3	3		[追い払い] 猟友会員等による追い払い、モニタリング実施 ・防護柵等の補助金交付	[個体数調整] 分裂防止による捕獲・処分 計画数 20 頭	・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去の啓発 ・放棄果樹の伐採依頼
K 4	2 ~ 3		[追い払い] 猟友会員等による追い払い、モニタリング実施 ・防護柵等の補助金交付	[個体数調整] 分裂防止による捕獲、処分 計画数 10 頭	・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去の啓発 ・放棄果樹の伐採依頼

エ その他

対象	地域	被害防除対策	個体数管理	生息環境管理
ハナレザル オスグループ	保護管理 区域全域	・追い払いの実施 ・住民、農業者への注意喚起	農林業被害・生活被害を繰り返し起こし、追い払い等の被害防除を実施しても被害を防止できない場合は、加害個体捕獲	-

資 料

- 1 平成 24 年度 事業実施結果
 - (1) 群れ別実施状況
 - (2) 市町村別追い払い実施結果
 - (3) 年度別捕獲数
 - (4) 個体数調整による捕獲個体等の内訳

- 2 平成 24 年度 被害状況
 - (1) 農作物被害の市町村別内訳
 - (2) 自家用農地の被害面積
 - (3) 生活・人身被害の市町村別内訳

- 3 個体数調整について
 - (1) 対象個体の取り扱い一覧
 - (2) 経ヶ岳群・鳶尾群・煤ヶ谷群における個体数調整対象個体

1 平成 24 年度 事業実施結果

(1) 群れ別実施状況

地域 個体群名	群れ名	加害レベル	被害防除対策	個体数調整	生息環境整備
西 湘	S	4	<p>(主な実績) 〔南足柄市〕 〔追い払い〕 ・市、野猿対策協議会による追い払い。 ・鳥獣被害防除対策専門員を含め、他市町村との合同で追い払い追上げ 〔小田原市〕 ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会追い払い隊による追い払い(平成 24 年 12 月末現在、延べ 25 人、2,190 時間の巡回) ・猟友会による監視・追い払い 365 日(各日 2 名)体制 ・電気柵約 1,300m(H 群とのとの計 早川地区) 検討会を実施 〔箱根町〕 〔追い払い〕 ・野猿パトロール隊延べ累計 8 人、延べ 723 日巡回 ・職員 1 回出勤 ・県、小田原市、南足柄市、JA 等とともに S 群の追い払い追上げ現地検討会を実施 ・住民に、追い払い器具(パチンコ等)の貸出、配布を行った 〔その他〕 ・自治会回覧で、野猿に関する情報の周知を行った</p>	<p>(主な実績) 〔小田原市〕 ・ハナレザルオス 1 頭をはこわなで捕獲 〔箱根町〕 ・町職員 2 名がわな猟免許を取得</p>	<p>(主な実績) 〔南足柄市〕 ・相談のあった市民へ花火の貸出、使い方を指導 ・人家周辺の果樹等の早期収穫等の啓発活動(猿の対策リーフレットの配付) 〔小田原市〕 ・協議会の研修会等で、農地管理の徹底や収穫物を残さないようにすること等を周知し、啓発した ・広報誌に、餌になるようなものを戸外に置かないよう掲載し啓発した ・出没地域の小中学校と打ち合わせを行い、連携体制を整えた ・市街地で泊まり場となっている大きな屋敷の管理者と調整し、許可を得て立ち入り、追い払いができるようにした 〔箱根町〕 ・S 群の追い払い追上げ現地検討会で、泊まり場の解消を目的に追い払いを行った 〔誘引物除去〕 ・学校敷地内等の果樹等の早期収穫及び除去について、野猿パトロール隊から指導 ・自治会回覧等で、野猿への餌やり禁止、人家周辺の果樹の早期収穫の啓発を行った</p>
			<p>(成果) 〔南足柄市〕 ・鳥獣被害防除対策専門員を含めた現地検討会の実施により、被害が軽減された 〔小田原市〕 ・猟友会による監視・追い払いの実施により、生活被害・農業被害ともに実施前と比較して減少した 〔箱根町〕 ・平成 21 年度から継続して行っているパトロールにより、住民からの生活被害通報が年々減少している</p> <p>(問題点) 〔南足柄市〕 ・追い払いの人手不足 ・追い払いでは私有地に入りにくく、エアガン</p>	<p>(問題点) 〔南足柄市〕 ・S 群の個体数は比較的安定しており、大幅な増減は無い 〔小田原市〕 ・人を恐れず、威嚇、人家侵入、深夜に市街地で騒ぐなどを行い、また、長期間市街地周辺に滞在し、加害レベルが相当高いため、個体数調整を実施し、加害レベルの低下を図る必要がある</p>	<p>(成果) 〔南足柄市〕 ・被害地区の自治会に猿の対策リーフレットの配付をすることにより、住民の意識を高めることができた 〔小田原市〕 ・農業者への啓発が図られた ・出没地域の小中学校との連携が図られた</p> <p>(問題点) 〔南足柄市〕</p>

		<p>や花火も市街地での使用が制限されるため、効果的な追払いがおこなえない 〔小田原市〕 ・市町の連携、追い上げポイントの検討など、広域的な対策が必要 ・市街地周辺に以前より長期間滞在し、深夜に屋根やベランダで騒ぐなどするため、対策が困難 ・市街地では、煙火を使用すると苦情がくることがあり、追い払いが困難 〔箱根町〕 ・野猿パトロール隊業務時間以外の対応 ・緊急雇用のため短期間の雇い入れとなり、追い払い技術の向上が難しい</p>		<p>・人手不足により、定期的なサル出没地域の巡回が難しい ・地域の追払い隊も人手不足、消極的になり、巡回が難しい 〔小田原市〕 ・市街地周辺の農地でも、農業者の高齢化や後継者不足等により、管理が十分でない農地、耕作放棄地が増加し、市街地周辺に滞在する期間が長くなってきている 〔箱根町〕 ・湯本山崎地区、前田地区の果樹園が野猿の餌場となっている</p>
H	3 ~ 4	<p>〔主な実績〕 〔小田原市〕 〔追い払い〕 ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会追い払い隊による追い払い(平成 24 年 12 月末現在、延べ 25 人、2,190 時間の巡回) ・猟友会による監視・追い払い 365 日(各日 2 名)体制 ・電気柵約 1,300m(早川地区) 〔真鶴町〕 ・ゴム弾や花火による追い払い(役場 20 回、猟友会 60 回) ・JA による農家へのネット貸し出し ・毎朝スクールバス運転手によるチェック(サル頻出地域がスクールバスの通路であるため)</p> <p>〔成果〕 〔小田原市〕 ・猟友会による監視・追い払いの実施により、生活被害・農業被害ともに実施前と比較して減少した</p> <p>〔問題点〕 〔小田原市〕 ・県・各市町の連携、広域的な対策が必要 ・農業者が、電気柵等の費用のかかる対策に積極的ではない ・煙火の効果が薄れてきている 〔真鶴町〕 昨年に比べて追い払い回数が増加し、広範囲での目撃情報があり、特に民家周辺及び通学路に対する対策が重要である。またミカン被害が最大の問題であるため、対策等を検討し、被害拡大を防ぐことが課題となる</p>	<p>〔問題点〕 〔小田原市〕 ・群れの加害レベルが高く、特に農業被害が頻発しているため、個体数調整を実施し、加害レベルの低下を図る必要がある</p>	<p>〔主な実績〕 〔小田原市〕 ・協議会の研修会等で、農地管理の徹底や収穫物を残さないようにすること等を周知し、啓発した ・広報誌に、餌になるようなものを戸外に置かないよう掲載し啓発した</p> <p>〔成果〕 〔小田原市〕 ・農業者への啓発が図られた ・「猿落くん」の活用等によって、農業被害対策に一定の効果が見られた</p> <p>〔問題点〕 〔小田原市〕 ・農業者の高齢化や後継者不足、被害が減らないことによる耕作意欲の低下等のため、管理が十分でない農地、耕作放棄地が増加している</p>
P 1	4	<p>〔主な実績〕 〔湯河原町〕 ・猟友会員等追い払い員 213 人 209 日巡回(H25.1 月時点) ・職員 30 回出動</p> <p>〔成果〕 〔湯河原町〕 ・追い払いの実施により、農地及び人家への出没数が減少した ・鳥獣被害防除対策専門員の助言により、効果的な追い払いが行えた</p> <p>〔問題点〕 ・平日の追い払いの人手不足 ・猟友会員の高齢化</p>	<p>〔主な実績〕 〔湯河原町〕 〔加害個体捕獲〕 捕獲できず 〔個体数調整〕 捕獲できず</p> <p>〔問題点〕 〔湯河原町〕 ・人家侵入、商店の物品を盗む等の被害が出ている ・5 月以降通報自体は減っているが、熱海との境に依然出没しており、何時戻</p>	<p>〔主な実績〕 〔湯河原町〕 ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発 ・野菜残さの埋設励行</p> <p>〔成果〕 〔湯河原町〕 ・地域ぐるみのサル対策が推進された</p> <p>〔問題点〕 〔湯河原町〕 ・放棄果樹がサルの餌になっている</p>

	T 1	3 ~ 4	<p>(主な実績) 〔湯河原町〕 ・猟友会員等追い払い員 213 人 209 日巡回(H25.1 月時点) ・職員 30 回出動</p> <p>[成果] 〔湯河原町〕 ・追い払いの実施により、農地及び人家への出没数が減少した ・鳥獣被害防除対策専門員の助言により、効果的な追い払いが行えた (問題点) 〔湯河原町〕 ・平日の追い払いの人手不足 ・猟友会員の高齢化</p>	<p>るか分からない</p> <p>(主な実績) 〔湯河原町〕 [加害個体捕獲] ・捕獲できず [個体数調整] 捕獲数 2 頭</p> <p>(問題点) 〔湯河原町〕 ・依然として市街地への出没が確認されており、人身被害のおそれ大きい ・人家侵入、商店の物品を盗む等の被害が出ている</p>	<p>(主な実績) 〔湯河原町〕 ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発 ・野菜残さの埋設励行</p> <p>[成果] 〔湯河原町〕 ・地域ぐるみのサル対策が推進された (問題点) 〔湯河原町〕 ・放棄果樹がサルの餌になっている</p>
丹沢域 個体群	ダム サイト	3	<p>(主な実績) 〔相模原市〕 ・業者に業務委託し監視、必要の都度追払いを実施 委託日数 287 日 委託期間 4 月～翌年 3 月 ・猟友会による追払い 200 回延べ 205 人 ・職員による追払い ・生息箇所の情報を JA 津久井郡の職員から農業者等に周知し、自主防衛意識の啓発を行った ・防護柵等の補助金交付 ・新規自主防衛組織 2 組織 〔愛川町〕 ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追払い(出没時のみ) ・職員 2 回出動 ・被害情報の収集について広報紙に掲載</p> <p>(成果) 〔相模原市〕 ・継続的な追払いの実施により、農耕地への定着防止 ・自主防衛組織の組織化(共進、葎尾根) (問題点) 〔相模原市〕 ・行動域が愛川町におよぶため、統一的な追い払いの実施が必要 〔愛川町〕 ・被害報告がないことが多く被害実態の把握が困難 ・神奈川県立あいかわ公園内出没しており、人慣れが進むことが心配される ・今までの行動域を超えて行動していたのが確認されたため、新たな地域への行動域の拡大が懸念される</p>	-	<p>(主な実績) 〔相模原市〕 ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去及び早期収穫の啓発</p> <p>(成果) 〔相模原市〕 ・防護柵の設置による被害軽減 (問題点) 〔相模原市〕 ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 〔愛川町〕 ・農地や人家周辺の果実、野菜が誘引要因になっている ・荒廃した山林はサルの隠れ場所となるため森林整備が必要である</p>

ダム サイト 分裂	3 ~ 4	<p>(主な実績) 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者に業務委託し監視、必要の都度追払いを実施 委託日数 287日 委託期間 4月～翌年3月 ・猟友会による追払い200回延べ205人 ・職員による追払い ・生息箇所の情報をJA津久井郡の職員から農業等に周知し、自主防衛意識の啓発を行った ・防護柵等の補助金交付 ・新自主防衛組織 3組織 	<p>(主な実績) 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害群の捕獲 業者による捕獲を実施 7月、2月 計画数 35頭 捕獲数 1頭 処分 1頭 放獣 0頭 (25年2月24日まで) ・新たな捕獲方法の導入 青山地区に固定式ワナを設置した 規格:縦横高さ2.7m 	<p>(主な実績) 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去及び早期収穫の啓発
		<p>[成果] 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な追払いの実施により、農耕地への定着防止 ・自主防衛組織の組織化 6組織 9組織 <p>[問題点] 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者の勤務時間を把握してしまい勤務前後や休憩時間に被害が発生 	<p>[成果] 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな捕獲方法への着手 <p>[問題点] 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域が変化し、捕獲できなかった 	<p>[成果] 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の設置による被害軽減 <p>[問題点] 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分
川弟・ 分裂群 含む	1	<p>(主な実績) 〔愛川町〕</p> <p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員を配備し、サルが農地や人家周辺に出没した場合は追い払いを実施 ・サル移動監視員1人123日巡回 ・職員1回出動 ・地域住民による自主的な追い払い <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵設置347m(田代地区) ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・防護柵設置に対する補助金の交付 3箇所(半原地区) <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集について広報紙に掲載 ・半原地区の細野集落に出没していた集団に発信機の装着を県と協力し行った 	<p>(主な実績) 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 川弟分裂群を対象とした分裂による被害拡大防止(半原地区) 捕獲数2頭 	<p>(主な実績) 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 実施箇所 半原地区 1,111m ・森林整備の実施(半原地区、田代地区)
		<p>(成果) 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員を配備し、サルが農地や人家周辺に出没した際に追い払いを実施したため、被害を軽減することができた <p>(問題点) 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出没場所周辺は人家が少ないため、地域一体となった追い払いができない状況である ・被害報告がないことが多く被害実態の把握が困難 	<p>(問題点) 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川弟分裂群を対象とした捕獲を行ったが、行動域が広くわなの設置場所が課題である 	<p>(問題点) 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地や人家周辺の果実、野菜が誘引要因になっている ・墓地の供え物なども誘引要因になっている ・荒廃した山林はサルの隠れ場所となるため森林整備が必要である。 ・耕作放棄地が山林化しサルの隠れ場所となっているため耕作放棄地対策も

経ヶ岳	3	(主な実績) 〔厚木市〕 一定方向に通年の組織的追い払い。 ・追い払い員 2人 359日巡回 ・地区追い払い隊 25人 花火、追い払い機器(エアガン等)による 追い払いを実施 ・職員 19回出動 ・地域住民 11地区 〔追い上げ〕 銃器による群れの追い上げ。猟友会 5回 出動 〔獣害防護柵〕 電気柵の保守点検 L = 8,951m(荻野、小 鮎地区) 開口部対策 4カ所 L = 23m施工 〔その他〕 ・自衛組織の設置(小鮎地区) ・本市ホームページでサルの位置情報を 提供	(主な実績) 〔厚木市〕 ・分裂による被害拡 大防止 24年6月~9月 計画数 25頭 捕獲数 27頭 処分 25頭 放獣 2頭	必要である (主な実績) 〔厚木市〕 〔誘引物除去〕 ・農作物の早期収穫 や取り残し農作物の 除去について農協 広報誌等により啓発 〔緩衝帯の設置〕 ・林縁部の伐採等実 施 飯山地区 2,000㎡
	4	(問題点) 〔厚木市〕 ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・出没地域が広域であるため、効果的な対 応が難しい ・飛びかかるような威嚇行動が見られる	(問題点) 〔厚木市〕 ・行動域を住宅地付 近に拡大し、人身被 害が発生 ・数日間分裂行動が 見られる	(問題点) 〔厚木市〕 ・林縁部の畑や庭の 果実、野菜が誘引 要因となっている
鳶尾	3	(主な実績) 〔厚木市〕 〔追い払い〕 一定方向に向けた通年の組織的な追い払 い ・追い払い員 2人 359日巡回 ・地区追い払い隊 29人 花火、追い払い機器(エアガン等)による 追い払いを実施 ・職員 22回出動 ・地域住民 13地区 〔追い上げ〕 銃器による群れの追い上げ ・猟友会 3回出動 〔その他〕 ・本市ホームページでサルの位置情報を 提供	(主な実績) 〔厚木市〕 ・分裂による被害拡 大防止 24年6月~ 25年1月 計画数 50頭 捕獲数 71頭 処分 50頭 放獣 21頭 〔愛川町〕 ・分裂による被害拡 大防止(海底地区) 捕獲数 0頭	(主な実績) 〔厚木市〕 農作物の早期収穫 や取り残し農作物の 除去について農協 機関紙等により啓発 〔愛川町〕 ・広域獣害防止電気 柵周辺の除草等の 実施 実施箇所 角田地区 1,602m 中津地区 500m 八菅山地区 830m 棚澤地区 498m ・森林整備の実施(八菅山地区)
	4	(愛川町) ・サル移動監視員を配備し、サルが農地や 人家周辺に出没した場合は追い払いを実 施 ・サル移動監視員 1人 245日巡回 ・職員 9回出動 ・地域住民による自主的な追い払い 〔柵〕 ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補 修及び柵周辺の除草等 ・簡易電気柵設置に対する補助金の交付 2箇所(八菅山地区・棚澤地区) 〔その他〕 ・被害情報の収集について広報紙に掲載	(問題点) 〔厚木市〕 行動域を住宅地付 近まで拡大しており 、人身被害が発生 する恐れがある	(問題点) 〔厚木市〕 ・林縁部の畑や家の 庭の果実、野菜が 誘引原因になって いる

		<p>〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい ・飛びかかのような威嚇行動が見られる <p>〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域一体となった追い払いを実施するべきだが、昼間は集落の人口が激減するため人員の確保が困難 ・広域獣害防止電気柵の未設置箇所や開放部対策が必要ではあるが、地形や地権者の理解、その他様々な問題があり対策が困難 ・被害報告がないことが多く被害実態の把握が困難 	<p>〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲罠を複数箇所に設置しないと捕獲効率が上がらない ・威嚇行為が見られる 	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地の供え物なども誘引要因になっている <p>〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地や人家周辺の果実、野菜が誘引要因になっている ・墓地の供え物なども誘引要因になっている ・荒廃した山林はサルの隠れ場所となるため森林整備が必要である
片原	1 ~ 2	<p>〔主な実績〕</p> <p>〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ロケット花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施 ・地域住民 1 地区 <p>〔獣害防護柵〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気柵の保守点検 L = 1,630m(小鮎地区) <p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛組織の設置(小鮎地区) 	<p>〔主な実績〕</p> <p>〔清川村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 加害個体捕獲(ワカモノオスまたはオトナオス) 計画数 2 頭 捕獲数 2 頭 3 月 11 日捕獲終了 	<p>〔主な実績〕</p> <p>〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 <p>〔清川村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を要請する
		<p>〔成果〕</p> <p>〔清川村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤記録により、出没予察による巡回や出勤が可能 ・情報収集の停滞化(住民等からの通報が減っている) <p>〔問題点〕</p> <p>〔清川村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出没通報と追い払いに時間差が生じる <p>〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払ってもすぐ戻ってくる。 ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい 	<p>〔問題点〕</p> <p>〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域を住宅地付近に拡大しており、人身被害発生の恐れがある <p>〔清川村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箱わなによる事故発生の可能性(子供が多く住んでおり、遊び場に近い) 	<p>〔問題点〕</p> <p>〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている <p>〔清川村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期の餌不足による生活圏への侵入 ・学習能力による生活圏侵入の習慣化
煤ヶ谷	3 ~ 4	<p>〔主な実績〕</p> <p>〔清川村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払い(通年) 出勤:2回 巡視:40回 12月31日現在 ・電気柵や防護ネット等の補助 補助件数:10件 3月15日現在、煤ヶ谷地区全体 <p>〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定方向へ通年の組織的な追い払い ・追い払い員 2人 359日巡回 ・地区追い払い隊 37人 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施。 ・職員 24回出勤 ・地域住民 7地区 <p>〔獣害防護柵〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気柵の保守点検 L = 17,577m(日向群との計、小鮎、玉川、森の里地区) 開口部対策 29カ所 L = 240m施工 <p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページでサルの位置情報を提供 	<p>〔主な実績〕</p> <p>〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分裂による被害拡大防止 24年6月~8月 計画数 10 頭 捕獲数 15 頭 処分 10 頭 放獣 5 頭 	<p>〔主な実績〕</p> <p>〔清川村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を要請する <p>〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発

		<p>(成果) 〔清川村〕 ・出勤記録により、出没予察による巡回や出勤が可能 (問題点) 〔清川村〕 ・出没通報と追い払いに時間差が生じる ・情報収集の停滞化 (住民等からの通報が減っている) 〔厚木市〕 ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい ・飛びかかるような威嚇行動が見られる</p>	<p>(問題点) 〔厚木市〕 ・行動域が住宅地付近に拡大しており、人身被害発生のおそれがある ・数日間分派行動をとることが見られる</p>	<p>(問題点) 〔清川村〕 ・冬季の餌不足による生活圏への侵入 ・学習による生活圏侵入の習慣化 〔厚木市〕 林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている</p>
日向	3 ~ 4	<p>(主な実績) 〔厚木市〕 受信機を利用した組織的追い払い ・追い払い員 2 人 359 日巡回 ・地区追い払い隊 28 人 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施 〔獣害防護柵〕 電気柵の保守点検 L = 17,577m(煤ヶ谷群との計、玉川地区) 〔伊勢原市〕 ・電波受信機を利用した組織的追い払いの実施(上粕屋地区) ・地区有害鳥獣対策協議会による追い払いの実施(高部屋地区) ・猟友会による追い払い ・各農家による追い払い ・組織的追い払い研修会の実施 ・追い払い隊員の設置 (行動域調査及び追い払い活動) 2 名:184 日(今年度活動日数) ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵の設置(日向地区約 1,150 m、子易群との計:大山・子易地区約 1,000m) ・希望者へメールにて群れの位置情報提供(午前、午後 1 回ずつ)</p>	-	<p>(主な実績) 〔厚木市〕 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 〔伊勢原市〕 ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分などの周知 ・集落環境調査の手法研修を実施</p>
		<p>(成果) 〔伊勢原市〕 ・組織的追い払い研修会により追い払いに取り組む姿勢が変化し積極的に追い払い活動を実施するようになった ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追い払い、及びメールでの群れの位置情報提供が可能になった (問題点) 〔厚木市〕 ・追い払ってもすぐ戻ってくる。 ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい ・飛びかかるような威嚇行動が見られる 〔伊勢原市〕 ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減(追い払いの数日後には戻ってくる状況) ・火薬類使用による山火事発生のおそれ ・追い払い従事者(地元農家)の高齢化による人手不足</p>	<p>(問題点) 〔厚木市〕 行動域を住宅地付近に拡大しており、人身被害が発生する恐れがある 〔伊勢原市〕 ・頭数増による人身被害や農作物被害増が心配される ・周辺地域でのハナレザルの目撃 ・行動域が南下傾向にあり、県道 611 号線より南に移動することがある(生息域の拡大) ・農地周囲の民家、施設等建物の屋根やベランダ納屋への侵入が増加してきた</p>	<p>(成果) 〔伊勢原市〕 ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分などの取組意識が根付いてきた (問題点) 〔厚木市〕 林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている 〔伊勢原市〕 ・生息域の拡大 ・果樹、野菜等の適期収穫の調整(果実や野菜がサルの誘引に繋がっている) ・林縁部に観光地があり、ハイカー等の食べ残しや餌付けが心配 ・農家の高齢化による収穫労力の限界</p>

大山	3	(主な実績) 〔秦野市〕		(主な実績) 〔秦野市〕
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・追払員 4 名通年出動 288 日/年(516 人日) ・職員 3 名 30 回出動 ・猟友会 75 日出動 (子易群との合計) ・組織的追い払い 51 回出動 ・地域住民による追い払い (伊勢原市) ・電波受信機を利用した組織的追い払いの実施(坪ノ内地区) ・地区有害鳥獣対策協議会による追い払いの実施(大山・比々多地区) ・猟友会による追い払い ・各農家による追い払い ・組織的追い払い研修会の実施 ・追い払い隊員の設置 (行動域調査及び追払い活動) 2 名:184 日(今年度活動日数) ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵の設置(子易群との計:三ノ宮・善波地区約 360m) ・希望者へメールにて群れの位置情報提供(午前、午後 1 回ずつ) 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発 ・野菜残渣の埋設励行 ・放任果樹園の管理指導 ・ハイキングコースでのエサやり禁止看板設置 (伊勢原市) ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分などの周知 ・集落環境調査の手法研修を実施
		<p>(成果) 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレメリー受信機を活用した追い払い(緊急雇用創出事業)により、行動範囲を正確に把握ができた ・鳥獣被害防除対策専門員の助言により、効果的な追い払いが行えた (伊勢原市) ・組織的追い払い研修会により追い払いに取り組む姿勢が変化し積極的に追い払い活動を実施するようになった ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追払い、及びメールでの群れの位置情報提供が可能になった <p>(問題点) 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家の兼業化が進むと共に市民農園的な利用も多く、地域における被害対策が進んでいない (伊勢原市) ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減(追い払いの数日後には戻ってくる状況) ・火薬類使用による山火事発生の恐れ ・追い払い従事者(地元農家)の高齢化による人手不足 	<p>(問題点) 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払いによる国道横断による事故の発生が危惧されるとともに、奥山への追い上げが困難であるため、その間の群れの拡大を防ぐため、個体数調整を行う必要がある ・生息域を同じくする伊勢原市を含めた生息環境整備を図る必要がある (伊勢原市) ・頭数増による生活被害や農作物被害の増加 ・行動域が南下傾向にあり、国道 246 号線より南に移動することがある ・農地周囲の民家、施設等建物の屋根やベランダ納屋への侵入が増加してきた 	<p>(成果) 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サルに注意するハイカーが増えた (伊勢原市) ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分などの取組意識が根付いてきた <p>(問題点) 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園利用者へサル対策の周知が進んでいない。 ・野菜残渣の埋設励行の周知が進んでいない ・竹林・林地・農地が混在化しており、環境整備が進めにくい ・追い上げ最終生息地が必要 ・放任果樹園の適正な管理が進んでいない (伊勢原市) ・生息域の拡大が果樹、野菜等の適期収穫の調整(果実や野菜がサルの誘引に繋がっている) ・林縁部の観光地における、ハイカーの食べ残しや餌付け ・農家の高齢化による収穫労力の限界
丹沢湖	2	(主な実績) 〔山北町〕		
	3	簡易ネット等設置による被害防除。 個々による追い払いに限られ、地域ぐるみ	-	-

		<p>の対策が不十分である</p> <p>〔問題点〕 〔山北町〕 ・サルの人馴れ、住民の防除意識が希薄となり、被害届等実態情報が得られにくい ・高齢化による追い払い等の担い手不足</p>	-	<p>〔問題点〕 〔山北町〕 ・誘引物撤去等の農地管理が不十分</p>
子 易	2 ~ 3	<p>〔主な実績〕 〔秦野市〕 ・追払員 4 名 通年 出動 計 288 日 / 年 (516 人日) ・職員 3 名 30 回 出動 ・猟友会 75 日 出動 (大山群との合計) ・組織的追い払い 20 回 出動 ・市ホームページによるモニタリング情報の提供 〔伊勢原市〕 ・地区有害鳥獣対策協議会による追い払いの実施(大山・比々多地区) ・猟友会による追い払い ・各農家による追い払い ・組織的追い払い研修会の実施 ・追い払い隊員の設置 (行動域調査及び追い払い活動) 2 名 : 184 日 (今年度活動日数) ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵の設置(日向群との計: 大山・子易地区約 1,000m、大山群との計: 三ノ宮・善波地区約 360m) ・希望者へメールにて群れの位置情報提供(午前、午後 1 回ずつ)</p>	<p>〔主な実績〕 〔秦野市〕 新たな加害群及び加害集団の捕獲 ・全頭捕獲実施 (計画数 子易群全 20 頭) 〔伊勢原市〕 ・第 2 次保護管理計画策定時以降の新たな加害群につき、「生息が確認されなくなるまで」または「加害群もしくは加害集団でなくなるまで」個体数調整を実施 捕獲数 オス 3 頭 メス 0 頭</p>	<p>〔主な実績〕 〔秦野市〕 ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動 ・野菜残渣の埋設励行 ・放任果樹園の管理指導 〔集落環境調査〕 なし 〔伊勢原市〕 ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分などの周知 ・集落環境調査の手法研修を実施</p>
		<p>〔成果〕 〔秦野市〕 ・テレメリー受信機を活用した追い払い(緊急雇用創出事業)により、行動範囲を正確に把握ができた ・農地への出没が減少した ・鳥獣被害防除対策専門員の助言により、効果的な追い払いが行えた 〔伊勢原市〕 ・組織的追い払い研修会により追い払いに取り組む姿勢が変化し積極的に追い払い活動をするようになった ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追い払い、及びメールでの群れの位置情報提供が可能になった</p> <p>〔問題点〕 〔秦野市〕 ・人的な追い払いに限界があり、定着防止に至っていない ・夏季の農地に強く依存している ・地域住民による自衛的追い払い体制を整える必要がある ・効果的な対策を講じるため、接近警報システム等(またはモニタリング情報の提供方法)を検討する必要がある 〔伊勢原市〕 ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減(追い払いの数日後には戻ってくる状況) ・火薬類使用による山火事発生の恐れ ・追い払い従事者(地元農家)の高齢化による人手不足</p>	<p>〔成果〕 〔伊勢原市〕 少数ながら個体数調整のための捕獲を進めることができた</p> <p>〔問題点〕 〔伊勢原市〕 ・頭数増による人身被害や農作物被害の増加</p>	<p>〔成果〕 〔秦野市〕 ・一部の農林地において整備が進むなど、啓発指導の効果が現れた 〔伊勢原市〕 ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分など取組意識が根付いてきた</p> <p>〔問題点〕 〔秦野市〕 ・総体的に荒廃農地の解消、林地の整備が進まず、サル集団の移動、隠れ易い環境にある ・放任果樹園の適正管理が進んでいない ・生息地となる山林の整備が進んでおらず追い上げに至っていない。 ・日向群がテリトリーに侵入を繰り返すため行動域が変化している。今後、どのように変化するのかの注意が必要 〔伊勢原市〕 ・生息域の拡大 ・果樹、野菜等の適</p>

					期収穫の調整(果実や野菜がサルの誘引に繋がっている) ・林縁部に観光地があり、ハイカー等の食べ残しや餌付けが心配 ・農家の高齢化による収穫労力の限界
高森集団	未判定	(主な実績) (厚木市) ロケット花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施 ・職員 1 回出勤			(主な実績) (厚木市) 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発
		(問題点) (厚木市) ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい ・飛びかかるような威嚇行動が見られる	(問題点) (厚木市) 行動域を住宅地付近に拡大しており、人身被害が発生する恐れがある	(問題点) (厚木市) 林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている	
南秋川地域個体群	K1	3 (主な実績) (相模原市) 有害鳥獣パトロール藤野(猟友会組織)に委託し監視、追払いを実施 委託日数 170 日 委託期間 4 月～3 月 ・猟友会員による追払い ・防護柵等の補助金交付	(主な実績) (相模原市) ・個体数調整(分裂防止)を実施 24 年 7 月～25 年 3 月 計画数 10 頭 捕獲数 2 頭 処分 2 頭 放獣 0 頭 (25 年 2 月 24 日まで)	(主な実績) (相模原市) ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去及び早期収穫の啓発	
		(成果) (相模原市) ・追払いによる被害の減少 ・防護柵の設置による被害軽減 (問題点) (相模原市) ・追払い委託の未実施日がある。 ・高齢化等による自衛組織の設置困難	(成果) (相模原市) ・山梨県上野原市との連携による情報の共有化(捕獲状況等) (問題点) (相模原市) ・行動域が広いため、捕獲期間が限定される	(成果) (相模原市) ・追払い実施により当地区以外での滞在期間が長くなり、被害が軽減 (問題点) (相模原市) ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・住民の諦めによる被害報告の減少	
K2	3	(主な実績) (相模原市) ・有害鳥獣パトロール(シルバー人材センター)に業務委託し監視、必要の都度追払いを実施 委託日数 254 日 委託期間 5 月～翌年 3 月 ・地元組織による追払い ・職員による追払いの実施 ・防護柵等の補助金交付 ・猟友会による追払い	(主な実績) (相模原市) ・個体数調整(分裂防止)を実施 24 年 7 月～25 年 3 月 計画数 10 頭 捕獲数 4 頭 処分 3 頭 放獣 1 頭 (25 年 2 月 22 日まで)	(主な実績) (相模原市) ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去及び早期収穫の啓発。山際の草刈等実施	
		(成果) (相模原市) ・本年度は山中に餌がないため農地への出没が多く被害面積も増えてしまったが、専属の追払い員や地元組織の追払い等により出没の割には被害を抑えることが出来た	(成果) (相模原市) 個体数調整による捕獲・処分の実施 (問題点) (相模原市) ・行動域が広い(東	(成果) (相模原市) ・防護柵による被害軽減 (問題点) (相模原市) ・放棄、取り残し農	

		<ul style="list-style-type: none"> ・赤馬西部、三井(五入・古井部)自主防衛組織が設立された (問題点) (相模原市) ・頭数の増加による分派行動 ・行動域の拡大 	京都へも行動域がある)ため効率的な捕獲ができなかった	作物など誘引物の除去が不十分
K 3	3	<p>(主な実績) (相模原市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣パトロール藤野(猟友会組織)に委託し監視、追払いを実施 委託日数 170日 委託期間 4月～3月 ・猟友会員による追払い ・防護柵等の補助金交付 	<p>(主な実績) (相模原市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整(分裂防止)を実施 24年7月～25年3月 計画数 10頭 捕獲数 6頭 処分 6頭 放獣 0頭 (25年2月24日まで) 	<p>(主な実績) (相模原市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去及び早期収穫の啓発
		<p>(成果) (相模原市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追払いによる被害の減少 ・防護柵の設置による被害軽減 <p>(問題点) (相模原市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追払い委託の未実施日の対応 ・高齢化等による自衛組織の設置困難 	<p>(成果) (相模原市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県上野原市との連携による情報の共有化 (捕獲状況等) <p>(問題点) (相模原市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箱罠による捕獲の限界 	<p>(問題点) (相模原市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・住民の諦めによる被害報告の減少
K 4	2 ～ 3	<p>(主な実績) (相模原市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣パトロール藤野に業務委託し監視、状況に応じて追払いを実施 委託日数 170日 委託期間 4月～3月 ・猟友会員による追払い ・防護柵等の補助金交付 	<p>(主な実績) (相模原市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整(分裂防止)を実施 24年7月～25年3月 計画数 10頭 捕獲数 6頭 処分 2頭 放獣 4頭 (25年2月24日まで) 	<p>(主な実績) (相模原市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去及び早期収穫の啓発
		<p>(成果) (相模原市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追払いによる被害の減少 ・防護柵の設置による被害軽減 <p>(問題点) (相模原市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追払い委託の未実施日の対応 ・高齢化等による自衛組織の設置困難 	<p>(成果) (相模原市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県上野原市との連携による情報の共有化 (捕獲状況等) <p>(問題点) (相模原市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箱罠による捕獲の限界 	<p>(問題点) (相模原市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・住民の諦めによる被害報告の減少

(2) 市町村別追い払い実施結果

(単位 : 日回)

地域 個体 群名	市町村 名	群・集団 名	H19	H20	H21	H22	H23	H24
西湘	南足柄市	S	0	20	0	0	0	0
	小田原市 2	S、H	365 (2149.5h)	365 (2133.5h)	365 (2826h)	365 (2685h)	365 (2363h)	365 (2121h)
	箱根町	S	100	47	561	510	923	767
	真鶴町	T 1、H	88	119	88	114	29	84
	湯河原町	T 1、P 1	79	193	216	366	263	275
	計			632 (2149.5h)	744 (2133.5h)	1,230 (2826h)	1,355 (2685h)	1,631 (2363h)
丹沢	相模原市	ダムサイト、 ダムサイト分 裂	198	309	413	674	591	660
	厚木市	鳶尾、経ヶ 岳、煤ヶ谷、 日向、高森集 団	305	311	964	1,605	918	608
	愛川町	ダムサイト、 川弟、川弟分 裂、鳶尾	157	210	282	247	189	323
	清川村	経ヶ岳、煤ヶ 谷、片原	63	54	91	89	73	51
	松田町		-	-	-	-	-	-
	山北町	丹沢湖	-	-	-	-	-	-
	秦野市	大山、子易	40	134	160	154	350	464
	伊勢原市	大山、日向	204	210	210	348	199	184
	計			1,009	1,228	2,120	3,117	2,149
南秋 川	旧相模湖 町	K 1、K 2、 K 3、K 4	144	187	362	300	465	1,116
	旧藤野町		180	237	283	326	523	
	計			282	424	645	626	988
合 計			1,923 (2149.5h)	2,820 (2133.5h)	3,995 (2826h)	5,098 (2685h)	4,768 (2685h)	4,897 (2121h)

- 1 表中の数値は追い払い委託による巡視日数及び通報等による追い払い実施の出動回数の合計。
- 2 小田原市は小田原市鳥獣被害防止対策協議会（旧野猿対策協議会）による追い払い出動時間を括弧内に外数で記載。

(3) 年度別捕獲数

目的	地域 個体群	群れ名	H19	H20	H21	H22	H23	H24
加害 個体 捕獲	西湘	S	(1)	(1)	-	0	0(2)	-
		H	-	3	0(3)	-	1	-
		P 1	2(1)	1	0(1)	0	0	0
		T 1	-	-	2(3)	0	0	0
		ハナレザル	4	1	1(1)	-	-	1(2)
	丹沢	ダムサイト	-	-	5(3)	-	-	-
		川弟	-	-	-	1	-	-
		片原群						2(1)
		子易群	-	-	3(3)	-	-	-
		高森集団	-	-	1(4)	2(1)	3	-
	南秋川	ハナレザル	-	1	0	-	-	1
		K 2	-	-	0(4)	-	-	-
		K 3	-	-	0	1(1)	2(3)	-
		K 4	-	-	0	1	1	-
		不明	-	1	2	-	-	-
		計	6(2)	7(1)	14(22)	5(2)	7(2)	4(3)
個体 数 調 整	西湘	P 1	-	-	-	0/4	0/4	0/7
		T 1	-	-	-	0/4	0/8	2/14 (2)
	丹沢	ダムサイト	-	-	-	6/10 (1)	-	-
		ダムサイト 分裂	-	-	-	-	0/7	3/35 (1)
		川弟分裂						2/51 (6)
		経ヶ岳	3/10 (1)	8/10 (4)	10/10 (1)	9/15 (2)	10/20	25/25 (2)
		鳶尾	12/30 (2)	40/40 (9)	30/30 (11)	24/40 (4)	26/30 (12)	50/50 (21)
		煤ヶ谷	-	-	-	5/10 (2)	9/10 (4)	10/10 (5)
		子易						4/20
		高森集団						0/3
	南秋川	K 1	-	4/20 (2)	0/20 (2)	5/30	0/20	25/10
		K 2				3/10 (2)	1/20	3/10 (1)
		K 3						6/10 (1)
		K 4						3/10 (5)
		計	15/40 (3)	52/70 (15)	40/60 (14)	52/123 (11)	49/129 (19)	133/255 (44)

個体数調整：捕獲数/計画数。

カッコ内は放獣数を外数で表す。

不明：H20 南足柄市オトナメス 1 頭。

H21 南足柄市コドモオス 1 頭、旧相模原市城山町コドモオス 1 頭。

(4) 個体数調整による捕獲個体等の内訳

【個体数調整対象群】

(単位：頭)

T1群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス			1		1
メス		(1)	1(1)		1(2)
計		(1)	2(1)		2(2)
ダムサイト分裂群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス	0	2	0	0	2
メス	(1)	0	0	1	1(1)
計	(1)	2	0	1	3(1)
川弟分裂群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス	1	1	0	0	2
メス	(6)	0	0	0	(6)
計	1(6)	1	0	0	2(6)
経ヶ岳群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス	1	0	8	1	10
メス	(2)	3	10	2	15(2)
計	1(2)	3	18	3	25(2)
鳶尾群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス	1	3	17(2)	8(2)	29(4)
メス	(9)	2	16(6)	3(1)	21(16)
不明	0	0	0	(1)	(1)
計	1(9)	5	33(8)	11(4)	50(21)
煤ヶ谷群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス	1	1	4(1)	0	6(1)
メス	(2)	0	4(1)	0(1)	4(4)
計	1(2)	1	8(2)	(1)	10(5)
子易群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス	1	1	2	0	4
メス	0	0	0	0	0
計	1	1	2	0	4
K1群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス	1	0	0	0	1
メス	0	0	0	1	1
計	1	0	0	1	2
K2群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス	0	0	0	1	1
メス	(1)	1	1	0	2(1)
計	0(1)	1	1	1	3(1)
K3群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス	1	0	1	0	2
メス	(1)	0	3	1	4(1)
計	1(1)	0	4	1	6(1)
K4群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス	0	1	0	0	1
メス	(4)	0	2	(1)	2(5)
計	(4)	1	2	(1)	3(5)

カッコ内は、放獣数を外数で表す。

K1群はこの他に山梨県上野原市で23頭捕獲されている。

【加害個体捕獲の内訳】

(単位：頭)

対象群	年齢	性別	捕獲数	市町村	方法
ハナレザル	オトナ	オス	1	小田原市	はこわな
片原群	ワカモノ	オス	1	清川村	はこわな
片原群	オトナ	オス	1	清川村	はこわな
ハナレザル	ワカモノ	オス	1	伊勢原市	手捕り

2 平成 24 年度 被害状況

(1) 農作物被害の市町村別内訳

〔上段：被害面積(ha) 下段：被害額(千円)〕

地域個体群名 市町村名	H24年度	主な被害	H23年度	増減 H24 - H23
西湘地域個体群	0.8 2,100		2.8 2,820	2.0 720
南足柄市	0.3 233	野菜 0.26ha 233 千円	0.0 21	0.3 213
小田原市	0.5 1,810	果樹 0.45ha 1,654 千円	1.6 2,223	1.1 413
箱根町	- -		- -	0 0
真鶴町	- -		0.1 63	0.1 63
湯河原町	0.1 56	野菜 0.04ha 48 千円	1.1 514	1.0 458
丹沢地域個体群	23.1 26,413		12.8 9,790	10.3 16,624
厚木市	7.8 9,201	野菜 2.18ha 5,748千円	4.9 1,902	2.9 7,299
愛川町	0.0 13	野菜 0.01ha 13千円	0.003 23.5	0.0 11
清川村	0.4 1,039	野菜 0.14ha 895千円	0.01 6.3	0.4 1,033
山北町	- -		- -	- -
秦野市	6.3 5,383	野菜 1.70ha 2,828千円	2.7 2,521	3.6 2,862
伊勢原市	8.5 10,778	野菜 2.03ha 4,614千円	5.2 5,333	3.3 5,445
南秋川地域個体群	- -		- -	- -
相模原市緑区	- -		- -	- -
合計	24.0 28,513		15.6 12,610	8.4 15,903

ハナレザル、オスグループによる被害を含む。
四捨五入により地域個体群と全体の合計が突合しない場合がある。

(2) 自家用農地の被害面積

(単位：ha)

地域個体群	市町村名	H19	H20	H21	H22	H23	H24
丹沢	旧相模原市津久井町	0.30	-	1.82	-	-	-
	厚木市	4.21	6.90	15.54	5.95	4.36	5.51
	愛川町	0.31	0.8	-	0.02	0.3	0.12
	清川村	0.22	0.28	1.10	0.38	0.02	0.55
	秦野市	0.10	-	0.20	1.43	-	-
	伊勢原市	0.36	-	0.50	0.2	0.13	0.56
計		5.88	7.98	19.16	7.97	4.80	6.74
南秋川	旧相模原市相模湖町	3.30	-	0.84	-	1.46	5.52
	旧相模原市藤野町	0.20	-	1.04	-	-	-
計		3.13	5.78	1.88	2.72	1.46	5.52
合計		9.01	13.76	21.04	10.69	6.26	12.26

自家用農地の被害とは、家庭菜園など出荷を目的とせず、自ら消費する作物の被害をいう。

旧相模原市には丹沢地域個体群のダムサイト群によるものも含む。

四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が突合しない場合がある。

(3) 生活・人身被害の市町村別内訳

(単位：件)

地域個体群名	生活被害					生活上の脅威	人身被害		計
	市町村名	騒音	屋外物品等損傷	人家侵入	屋内の物品の略奪		飛びかかる等の威嚇	傷害	
西湘地域個体群	-	83	10	3	348	-	2	446	
南足柄市					9			9	
小田原市	-	59	6	-	225	-	1	291	
箱根町	-	2	2	2	7	-	-	13	
真鶴町	-	-	-	-	21	-	-	21	
湯河原町	-	22	2	1	86	-	1	112	
丹沢地域個体群	-	82	9	1	104	5	1	202	
厚木市	-	48	2	1	98	5	1	155	
愛川町	-	3	-	-	2	-	-	5	
清川村	-	29	0	0	0	0	0	29	
秦野市	-	0	3	0	0	0	0	3	
伊勢原市	0	2	4	0	4	0	0	10	
南秋川地域個体群	1	2	0	11	21	1	0	36	
相模原市	1	2	0	11	21	1	0	36	
合計	1	167	19	15	473	6	3	684	

ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

相模原市には丹沢地域個体群のダムサイト群によるものも含む

3 個体数調整について

(1) 対象個体の取り扱い一覧

性年齢	個体数調整			加害個体
	分裂による被害拡大防止	生活被害・人身被害軽減	新たな加害群及び加害集団	
アカンボウ	オトナメスと同時の場合は放獣	原則、放獣	捕獲可能	加害個体を識別して捕獲
コドモ	捕獲可能	被害を発生させている主な個体を捕獲	捕獲当初は、分裂回避のため放獣	
ワカモノメス				
ワカモノオス				
オトナメス	原則、放獣			
オトナオス	捕獲可能	被害を発生させている主な個体を捕獲	捕獲可能	

(2) 経ヶ岳群・鳶尾群・煤ヶ谷群における個体数調整対象個体

・各群れの性年齢区分における捕獲数については、個体数調整実施後の群れの性年齢構成のバランスに配慮するため、上限数を示している。 (単位：頭)

性年齢区分	経ヶ岳群		鳶尾群		煤ヶ谷群	
	個体数	捕獲数	個体数	捕獲数	個体数	捕獲数
アカンボウ	11	5	15	15	12	6
コドモメス	5	2	4	5	4	2
コドモオス	5	2	4	5	4	2
ワカモノメス	1	0	3	1	2	0
ワカモノオス	1	0	3	1	2	0
オトナメス	21	4	44	15	21	5
オトナオス	2	0	4	1	4	0
性年齢不明	0		2		3	
合計	46	13	79	43	52	15